○法務省令第三十二号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十四日

法務大臣　齋藤　健

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（目次及び章名を含む。以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	［目次を付する。］
第一章　総則（第一条）	
第二章　更生保護施設において宿泊場所を供与して行う措置の委託（第二条―第九条）	
第三章　更生保護施設以外において宿泊場所を供与して行う措置の委託（第十条―第十四条）	
第四章　宿泊場所を供与しないで行う措置の委託（第十五条―第十九条の二）	
第五章　補則（第二十条）	
附則	
第一章　総則	［章名を付する。］
（この省令の趣旨）	（この省令の趣旨）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
第二章　更生保護施設において宿泊場所を供与して行う措置の委託	［章名を付する。］
（更生保護施設において宿泊場所を供与して行う措置の委託）	（更生保護施設に宿泊場所を供与して行う措置の委託）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
（補導援護費）	（補導援護費）
第三条　法第八十五条第一項本文の規定によりとる措置（第八条に掲げる措置を除く。）のうち、次の各号に掲げるものに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十九円とする。	**第三条**　法第八十五条第一項本文の規定によりとる措置のうち、次の各号に掲げるものに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十九円とする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　規則第百十七条において準用する規則第五十七条の規定による措置。	五　規則第百十七条において準用する規則第五十七条の規定による措置。ただし、法第八十五条第一項に規定する生活指導として行う依存性薬物に対する依存の改善に資する訓練（以下「薬物依存回復訓練」という。）を除く。
［六・七　略］	［六・七　同上］
（委託事務費）	（委託事務費）
第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	**第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
四、五七一円	四、四六六円	四、四四〇円	四、三六一円	四、三〇八円	四、二〇三円

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
四、三九九円	四、二九五円	四、二六九円	四、一九一円	四、一三九円	四、〇三五円